

一事業者あたりの接続検討数の上限設定について

国の審議会（再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）において、一事業者あたりの系統用蓄電池の接続検討数（系統連系希望者による接続検討申込みから接続検討結果の回答までの範囲）に上限を設定し、2026年8月1日より運用を開始することが整理されました。

四国電力送配電株式会社における上限数は「5件」となります。

2026年7月31日までに受付済みの申込みについては、上限数を超えている場合でも従来どおり回答いたします。一方、2026年7月31日までに受付がなされていない申込みについては、上限数を適用し、上限を超える分については申込書類の確認等はいりません。

上限数を超える申込みにつきましては、接続検討数が上限未達となった後に、再度お申込みいただくことが可能です。

詳細につきましては、以下の資料をご確認ください。

- 経済産業省の「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」の資料
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/smart_power_grid_wg/index.html
(経済産業省のページへ遷移します)
- 電力広域的運営推進機関の「発電設備等に関する系統アクセスの流れ」の資料
<https://www.occto.or.jp/grid/business/access.html>
(電力広域的運営推進機関のページへ遷移します)
- 制度に関するFAQ(抜粋版)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/02_jirei.html
(経済産業省 資源エネルギー庁のページへ遷移します)
- 制度に関するFAQ(全体版)
https://www.yonden.co.jp/nw/assets/consignment_service/flow/02_data/jyougen_faq.pdf
(資源エネルギー庁ホームページ掲載のFAQを含みます)

以 上